

# 新型コロナウイルス感染症による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

社協では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などで当座の生活費を必要とする世帯への緊急貸付(特例貸付)を行っています。**現在は感染防止策として、申請は郵送での受付としております。**なお、特例貸付は生活保護受給世帯及び債務整理中の方は利用できません。**受付期間は令和3年3月末まで**となっています。

地域福祉係 ☎385-1234

## 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

### ● 緊急小口資金【特例貸付】

貸付限度額：1世帯につき20万円以内  
(1回のみ)

据置期間：貸付の日から1年以内

償還期間：据置期間終了後2年以内

貸付利子：無利子

申請から入金まで：おおよそ10日程度

### ● 総合支援資金【特例貸付】

貸付限度額：単身世帯 月15万円以内  
2人以上 月20万円以内

貸付期間：原則3か月

据置期間：貸付の日から1年以内

償還期間：据置期間終了後10年以内

貸付利子：無利子

申請から入金まで：おおよそ1か月程度

## <申請から貸付決定・償還までの流れ>

### 申請書の入手・記入

<入手方法>

- 北海道社会福祉協議会ホームページよりダウンロード
- 江別市社会福祉協議会へ電話

### 添付書類の準備

- 身分証明書のコピー(健康保険証・運転免許証 等)
- 世帯全員の住民票  
(マイナンバーが記載されていないもの)
- 通帳またはキャッシュカードのコピー

申請書を提出(江別市社会福祉協議会へ郵送)

審査・貸付決定・送金(北海道社会福祉協議会)

措置期間(1年以内)

償還開始

### ● 住居確保給付金

一定期間、家賃相当額を家主さんに支給します

**対象**：離職・廃業後2年以内または、休業により収入が減少し、住居を失うおそれのある方。離職等時に世帯の主たる生計者であった方。この他に収入や資産要件などがあり、また求職活動を行うことが求められます。詳細はお問合せください。

※生活保護受給世帯は利用できません。

**給付**：家賃相当額(原則3か月、最長9か月まで延長可。ただし、令和2年度中に新規申請された方に限り、最長12ヶ月まで延長できる可能性あり。)

[上限] 単身世帯 2.9万円 2人世帯 3.5万円 3人世帯 3.7万円

※支給は江別市から不動産会社等への口座振込。

**申請・問合せ**：くらしサポートセンターえべつ ☎375-8987